

佐世保工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会要項

(平成18年1月23日制定)

(設置)

第1 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校の建設工事に係る一般競争入札、公募型指名競争入札及び随意契約を公正かつ厳正に実施するため、佐世保工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、1件の予定価格が500万円以下の工事については除くものとする。

- 一 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- 二 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- 三 公募型指名競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- 四 公募型指名競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- 五 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- 六 第一号から第五号までに掲げる事項に関連するその他の事項

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務課長
- 二 学生課長
- 三 総務課長補佐(財務担当)
- 四 経理係長

(委員長)

第4 委員会の委員長は、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年1月23日から施行し、平成17年12月15日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月21日から施行し、平成26年10月1日から適用する。